

答申第 524 号

平成 21 年 3 月 27 日

神奈川県教育委員会

委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会

会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 20 年 11 月 6 日付けで諮問された特定の県立高校における話合いに係る報告文書不存在の件（諮問第 574 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定の県立高校における話合いに係る報告文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

2 不服申立てに至る経緯

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成20年9月2日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、本年度、特定の県立高校（以下「本件高校」という。）の校長及び教頭を相手として、特定の議員が保護者に同伴して、自らの身分を名のった上で、生徒指導等に関して話合い（以下「本件話合い」という。）を行った件に関し、本件高校から教育委員会が受けた報告の文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）をした。
- (2) これに対し、教育委員会は、平成20年9月11日付けで、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 不服申立人は、平成20年10月10日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 特定の教育委員会に在籍していた時の経験からすると、このような事案について、本件高校で文書による記録を残していないとは信じ難く、また、実施機関に本件高校が報告していないとは考えられない。
たとえ報告が電話等により口頭で行われたとしても、これを受けた実施機関は文書で記録を残しているはずであり、新聞報道がされているにもかかわらず、何らの文書も残っていないということは納得できない。
- (2) 実施機関は、請求者が情報公開制度を知らないことを考慮して判断するべきであり、請求対象文書の範囲についてもできる限り広くとらえるべきである。本件請求に係る対象文書には、本件高校から提出された報告文書

(以下「本件提出文書」という。)だけではなく、口頭で連絡を受けて実施機関が作成した文書(以下「本件作成文書」という。)についても含んでいるという趣旨である。

- (3) 仮に請求時点において文書化されていなかったとしても、その後文書化されている場合には、その旨を請求者に連絡すべきである。

4 実施機関(教育局保健体育課)の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

- (1) 本件請求の対象文書は、本件請求に係る行政文書公開請求書(以下「本件請求書」という。)における「公開請求に係る行政文書の内容」の文言から、本件提出文書を特定した。
- (2) 本件話し合いについては、本件高校から本件話し合いが行われる予定があること、さらに後日、本件話し合いの参加者から情報公開請求がなされたことのみが、電話で報告されており、本件高校から本件話し合いに係る報告文書は提出されておらず、不服申立人が求めている本件話し合いの内容について公開できる行政文書は存在しない。

なお、本件処分の後、本件高校は本件話し合いの件について文書を作成しており、当該文書は実施機関にも提出されている。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書の存否について

ア 実施機関は、本件請求に係る対象文書として、本件提出文書を特定し、本件高校からは、本件話し合いが行われる予定があること及び後日本件話し合いの参加者から情報公開請求がなされたことのみが、電話で報告されており、本件提出文書は存在していないと説明している。

イ 一方、不服申立人は、本件話合いのような事案の報告が電話等により口頭であったとしても、実施機関では文書による記録を残しているはずであり、また、実施機関は請求者が情報公開制度を知らないことを考慮して、請求対象文書の範囲をできる限り広くとらえるべきであり、本件提出文書のみならず、本件作成文書についても請求対象とする行政文書であると主張している。

ウ 請求対象文書の範囲については、前記ア及びイのとおり、実施機関と不服申立人の間で認識に相違があったことが認められる。

当審査会において実施機関に確認したところ、本件請求書は郵送により実施機関に送付されたものであり、本件請求書の記載内容に照らして、本件提出文書を請求対象文書として特定したと実施機関は説明している。

エ 請求対象文書の特定に当たって、実施機関は、請求の意図の把握に努めながら、請求書に係る記載内容に基づき判断することが相当であるが、本件請求書において、公開請求に係る行政文書の内容として「本件話合いをしている件について、本件高校から教育委員会が受けた報告の文書」と、ある程度具体的に記載されていることからすると、実施機関が、報告文書である本件提出文書のみを本件請求に係る対象文書と判断したことはやむを得ないと考えられる。

また、他に本件行政文書が存在することをうかがわせるような事情は認められないため、本件行政文書は存在しないとの実施機関の説明は、不合理であるとまではいえない。

6 付言

- (1) 本件請求のように、郵送や電子申請などによる請求の場合、実施機関と請求者との間で請求対象とする文書について認識の齟齬が生じることは十分考えられるところであり、実施機関は、文書の特定に当たり、請求者に確認をとるなど、今後一層の配慮が望まれる。
- (2) 前記4(2)で実施機関が説明しているとおり、本件処分の後、本件高校においては本件提出文書を作成し、実施機関は本件高校から当該文書の

提出を受けていることから、本件処分を変更し、当該文書の公開について諾否決定を行うなどの対応をすることが望まれる。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 20 年 11 月 6 日	○ 諮問
11 月 12 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
12 月 4 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
12 月 5 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 21 年 1 月 15 日 (第 80 回部会)	○ 審議
2 月 2 日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
2 月 9 日 (第 81 回部会)	○ 審議
3 月 12 日 (第 82 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部 会 員
玉巻 弘光	東海大学教授	会長職務代理者 部 会 員
辻山 栄子	早稲田大学教授	
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
堀部 政男	一橋大学名誉教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 21 年 3 月 27 日現在) (五十音順)